

各 位

会社名株式会社京進代表者名代表取締役社長白川寛治
(コード番号4735東証第2部)問合せ先取締役企画本部長髙橋良和
(TEL 075-365-1500)

監査等委員会設置会社移行に伴う内部統制基本方針の一部変更に関するお知らせ

当社は平成27年5月11日付け「監査等委員会設置会社への移行のお知らせ」にて開示しましたとおり、本日開催の当社第35期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。

これに伴い、当社は本日、株主総会後に開催された取締役会において、内部統制基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、変更箇所は下線で示しております。

記

株式会社 京進 2015年度 内部統制 基本方針

当社は、「経営理念」をはじめとした京進組織価値観を定め、取締役、従業員に対し、法令および定款に適合する行動はもとより、社会貢献を目指した誠実で倫理的な行動をとることを要求する。これを徹底することで、健全な経営基盤である組織風土の醸成をし、それを基盤とした下記の内部統制システムを構築・強化することにより、公正かつ適切な企業活動を行い、社会的責任を果たす。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第 362 条第 4 項第 6 号)

各役員には、服務規律や勤務のありかたを明記した「役員規程」、「取締役会規程」、「職務権限規程」等に則り、業務を遂行し日々の活動を行う。また、取締役で構成される「内部統制会議」を開催し、コンプライアンスの徹底及びリスク管理等を含めた内部統制システムの強化についての体制整備を行う。尚、内部統制会議の事務局を総務部総務課におく。

また、役員及び従業員等からの組織的または個人的な法令違反行為・財務報告の信頼性に重大な影響を与える行為、企業倫理違反行為等に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、違法行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を設ける。当規程に則り、法令上疑義のある行為等について、役員及び社員等が、直接情報提供を行う手段として電話回線及びインターネットによるホットライン(内部・外部)を設置・運営する。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

インサイダー取引の防止のため、「内部者取引管理規程」に則り運用を行う。

財務報告の信頼性確保に関しては、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するため、会社で定めた「J-SOX 委員会規程」に則り、「J-SOX 委員会」を設置し信頼性確保の体制作りを行なう。事務局を経営企画部とする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第110条の4第2項第1号)

社内で定められた「文書取扱規程」「機密情報管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体(以下、文書等という)の保存および管理を行う。取締役の職務執行に係る情報として、「取締役会議事録」「株主総会議事録」「内部統制会議議事録」について文書等に記録し、保存する。リスク管理委員会のもとで統括しているリスク管理小委員会の活動については、内部統制会議にて報告・審議する。監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第110条の4第2項第2号)

リスク管理全体を統括する組織として、代表取締役社長(以下、「社長」という。)を統括責任者とし、 取締役で構成される「リスク管理委員会」を設置し、事務局を総務部総務課とする。また、会社で定めた 「リスク管理委員会規程」に則り、その下部組織として、各部から選任されたメンバーで構成される「リ スク管理小委員会」を設置する。

2015年度の小委員会は次の通りである。

安全対策委員会、J-SOX委員会、CS委員会、IT委員会、コンプライアンス委員会、ハラスメント 防止委員会、衛生委員会、CSR委員会、事業継続計画委員会、子会社リスク委員会

また、危機発生時には会社が定めた「危機管理規程」に則り適切迅速に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第110条の4第2項第3号)

取締役は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。最重要事項については取締役会の決議、重要事項については「稟議規程」に則り決定し、その業務執行については、取締役会で決定した担当取締役が、その権限と責任の下で遂行する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中長期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。また、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」により、当社の機構および職位ならびに指揮命令の系列を定め、業務の適切な運営と効率化を図る。

当社の目的、企業理念、経営計画への投資家その他のステークホルダーの理解を得ることで当社の事業が効率的に運営できるように、社内にIR担当取締役をおき、適宜情報開示を適切に実施するとともに、IR説明会等へのサポートを実施する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第110条の4第2項第4号)

「就業規則」を遵守し日々の業務を遂行する。企業倫理をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程として「京進倫理行動指針」を制定し、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また「京進倫理行動指針」に加え、組織価値観に基づく行動指針や法令遵守について行動レベルまでブレイクダウンして記載した「京進ハンドブック」を全従業員が携帯し、日々意識して取り組む。これ

らに基づいたコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。

業務における適法・適正な手続き・手順については、社内規程類を整備し、運用する。

適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、業務執行部門とは独立した社長直轄の監査 課により、監査を実施する。

6. 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則第110条の4第2項第5号)

子会社に関しては「関係会社管理規程」に従い、担当取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制 を構築する権限と責任を与える。

なお、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社における業務の適正を確保する。

業務における適法・適正な手続き・手順については、子会社に関する規程類を整備し、運用する。

親会社の各事業部においては、グループウェア等を用いて情報共有と、報告体制を とるとともに、コンプライアンス研修など、必要な研修も実施する。

適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、親会社の監査課または経理部が定期的に子 会社に赴いて監査を実施する。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法第362条第4項第6号・会社法施行規則<u>第110条の4第1項第1号)</u> 監査等委員会の職務は、監査等委員会事務局及び監査課においてこれを補助する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法 362 条第4項第6号・会社法施行規則第110条の4第1項第2号・3号)

監査等委員会補助者の適切な職務遂行のため、事務局及び監査課の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するものとする。

<u>当該使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、</u> その命令に関して、取締役等から指揮命令を受けないものとする。

9. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その 他の監査等委員会への報告に関する体制

(会社法 362条第4項第6号・会社法施行規則第110条の4第1項第4号)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。

また、監査等委員会の委員長は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する ため、「内部統制会議」などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重 要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)または社員にその説明を求

めることとする。

10. 前号の報告をした者が当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制 (会社法 362 条第 4 項第 6 号・会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項第 5 号)

<u>当社及び子会社は、「内部通報制度」に則り、報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けない対</u>応をする。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 (会社法 362 条第4項第6号・会社法施行規則第110条の4第1項第6号)

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに処理をする。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法 362条第4項第6号・会社法施行規則第110条の4第1項第7号)

監査等委員は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題等についての意見を交換する。また、監査等委員は、会計監査人と連携をとり、会計監査報告を受けるとともに、情報の交換を行う。

以上